

スケジュール



12月2日
保険証新規発行廃止

12月1日
保険証経過措置終了

<12月1日以前の加入者>

令和6年12月1日以前に交付した保険証は、令和7年12月1日まで使用可。

<12月1日以前の加入者>

マイナ保険証有していない方が保険証を紛失した場合は申請により交付。

マイナ保険証を利用できない方へ経過措置終了までに交付。

職権
交付

職権・申請
交付開始

<12月2日以降の加入者>

資格取得届や被扶養者異動届に資格確認書の交付希望欄を設け、資格確認書の交付が必要な方に対して、新規加入時に交付。加入後、職権交付事由に該当した場合は職権交付。

<12月1日以前の加入者>

I 令和6年10月5日時点加入者。マイナンバー下4桁も併せて送付。

II 10月6日~12月1日の加入者マイナンバー下4桁の記載なし。

<12月2日以降の加入者>

III 新規加入時に送付。マイナンバー下4桁の記載なし。